

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年8月5日)

開催日及び場所			令和6年6月25日（火曜日）九州森林管理局 4 階 第 2 会議室		
委員			鹿 瀬 島 正 剛 （弁護士） 諏 佐 マ リ （熊本大学法学部准教授） 村 中 剛 士 （公認会計士）		
審議対象期間			令和5年10月1日～令和5年12月31日、令和6年1月1日～3月31日		
審議対象案件			3 3 8 件 うち、1 者応札案件 1 6 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			1 0 件 うち、1 者応札案件 6 件 (抽出率 3 %) (抽出率 4 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 %)		
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争		2 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型指名競争		
			工事希望型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約		1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	業務	一般競争		2 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指名競争	公募型競争		
			簡易公募型競争		
			その他の指名競争		
		随意契約	公募型プロポーザル		
			簡易公募型プロポーザル		
			標準型プロポーザル		
			その他の随意契約	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	物品・役務等	一 般 競 争		2 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
		指 名 競 争			
		随意契約（企画競争・公募）			
		随意契約（その他）		3 件 うち、1 者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件	
	(特記事項)				
	特になし				

	質問	回答
委員からの意見・質問 それに対する回答等	○抽出事業について	
	・No.1(親父山(2076) 治山工事)について、過去に近隣で発注された工事があり、単価等が公表されていることから、予定価格に近い積算ができたのではないかと説明されたが、工事費内訳書を見ると、業者の積算額と予定価格の積算額が20項目程近い金額となっているが、こういうことはあり得るのか。	・積算はあくまでも標準的なもので行うため、予定価格と業者の積算額が同じようになることはある。
	・この工事の、入札筆記書の評価値及び技術評価点は、何点中の点数となっているのか。	・技術評価点は、基準点に技術提案に係る加算点と施工体制の評価点を加算され算出される。 ・評価値は、入札金額や技術評価点等を総合的に評価した値になり、満点があるわけではない。
	・No.2(定木治山工事(関連災))について、工事の規模が大きくなれば、入札参加者も増えるのではないと思うが、応札者が1者となった理由はなにか。	・国有林内の工事は、町場から遠く、作業条件が悪い等の要因があり、入札に参加する業者が少なく1者応札になってしまう傾向にある。 今回の場合は、繰越予算での工事であり工期が短かったため1者応札になったものと考ええる。
	・工期が短いため、他の参加者がいなかったということだが、今後も同じようなことが起こると考えるが、そうならないための対策はあるのか。	・対策を考えないといけないところではあるが、繰越協議の手順等があるため、九州森林管理局独自での対策ができないところ。
	・また、今後同様の工事があった場合、今回と同じ業者が受注する可能性が高いのか。	・同一業者の受注に関しては、一般競争入札で行うため、同じ業者が受注するとは限らない。
	・なぜ、繰越になったのか。	・災害申請に基づく工事で、補正予算での予算確保が12月頃となっている。その後の測量や設計の時間、民有地側の土地所有者の承諾等の手続にも時間を要するため、その期間を見越して繰越協議を行った。
	・もし年末に災害が起きた場合、それから調査設計等を行うことになると思うがそれでも工期は3月末になるのか。	・時期にもよるが、今回の場合は補正予算であるため、予算が確保できるのは年末になってしまい、当年度の工期が3ヶ月ほどと短くなってしまう。 当初予算であれば、4月に予算は確保できているため工期は長くなる。
	・評価値が各入札により大きく違うが、なぜこのような差があるのか。工事の内容によって変わるものなのか。	・入札金額等によって変わってくる。入札金額と総合評価の点数等を加味して出た数字と予定価格に対する割合を総合的に評価したものが評価値になるため、各工事で比較するものではない。
	・複数の入札参加者がいた場合、全ての業者の評価値は公表されるのか。また、詳細な内訳は公表されているのか。	・予定価格内である入札参加者の評価値は公表される。ただし、詳細な内訳までは公表されていない。
	・No.3(手野山外治山工事)について、不落となった理由は。	・この入札については、不落の理由について把握をしていないが、何回か不落となる場合はアンケートを実施し、不落の要因把握を行っている。
	・予定価格を見直すことは考えなかったのか。	・この工事は、コンクリートブロックを使う工事になっているが、近年コンクリートの価格も値上がりしているため、その影響もあり不落になってしまったとも考えられることから、現在の積算基準を見直すことにはならなかった。
	・森林管理局が海岸工事をするのは、不思議な感じがするが。	・保安林に指定されている区域は林野海岸といい、林野庁が所管することになっている。
	・No.4(令和5年度九州森林管理局航空レーザー測量並びに人工林における樹冠高データ作成整理等業務(北薩森林計画区山野地区))について、このような業務ができる業者は今回の落札者以外にいるのか。	・以前に別のエリアを発注した際には、別の業者が落札している。 ・ドローンとは違い飛行機を操縦する技術等が必要になるので、受注できる業者は限られてくるとは考える。
	・以前、松くい虫の防除事業の案件があった際は、業者が1者のみしかいないということであったが、この業者でも松くい虫防除事業はできるのか。	・この業者は、測量系の事業に特化されているので、松くい虫防除事業等とは行っていないと考える。

	・飛行機の大きさはどれくらいなのか。また、ドローンで計測はできないのか。 ・計測して得られたデータで、災害が起きそうな箇所を確認したりできるのか。 ・No.5(治山実施設計業務(太平地区1))について、予定価格は後から分かるのか。 ・公表されている資料を見て、業者は次の入札では低く積算してくるということか。 ・設計業務は工事等とは違い、人件費が主となる内容であり、低い金額で積算しやすいということか。 ・単価が公表されているものは、予定価格の積算と同じような金額で積算できるが、管理費等の部分で業者による差が出てくるということか。 ・No.8(道原山国有林森林整備事業(保育間伐【活用型】外4)請負)について、業務名の外4は、場所のことか。 ・場所は1箇所ということか。 ・広すぎると作業しにくい、狭すぎても効率が悪いということか。 ・不落になった際に、見積依頼をする業者のリストは作られているのか。 ・No.9(産業廃棄物処理業務一式(熊本県))について、新聞で取り上げられているが、他の地域からの処理要望は来っていないのか。 ・今回、宇土市で実施した理由は。 ・除草剤はどのような状態でコンクリート詰めされているのか、液体状なのか。 ・1970年代に埋設処理したのは、当時の技術ではそれが限界だったのか。 ・県外の民間処理施設で無害化するとされているが、県外とはどこか。 ・No.10(物品の購入(野生動物撃退装置))について、実際のところ効果はどうか。	・必要最小限の人員と使用する機材が乗る程度の大きさになる。ドローンでは計測するエリアが広く難しいため、航空機としている。 ・現場で見ることができないところでも、災害が起きそうな場所が確認できるので、その場所にふさわしい樹種の選定等、今後の森林計画にも反映させていくことができている。 ・ホームページで公表される。 ・あまり低く積算すると、調査基準価格に達しないことになり、入札後に調査が必要になる。 ・そのようなこともあるかもしれないが、設計業務も工事もそれぞれ労務費単価があり、その賃金を基に積算している。工事であれば、普通作業員や特殊作業員等があり、設計業務であれば調査技師等の単価で積算している。なお、この単価も公表されている。 ・その通り。 ・外4は事業種がほかに4つあるという意味であって、場所ではない。 ・1箇所ではありますが、区域を広く設定しているため含まれていないところもある。広い区域で設定した方が作業効率が良いため。 ・その通り。伐採だけでなく集材や運搬も行うことから、ある程度の広さは必要であると考え。 ・この事業の場合は作成しておらず、基本的には入札を行う。入札に参加される業者がこの仕事を落札したいという意思表示であるため、入札に参加された業者に見積依頼することになる。見積依頼をしても参加者がいない場合には、繰り返し入札を行うことになる。 ・農薬が埋設されている箇所が全国で46箇所、九州局管内で19箇所ある。基本的に全市町村から撤去の要望は来ており、風評被害の観点から慎重に行うよう指示されているところ。我々としても、マスコミや自治体、議員への対応などを慎重に行っている。 ・宇土市は埋設量が多いこと、吉野ヶ里町はダムが近いことなどの理由により林野庁で一括して調整を行い、今回は宇土市が該当したということになる。 ・ほとんど粒剤である。その粒状のものを土やセメントと一緒に混ぜ、埋設している。コンクリートの塊となっているので処理する際には粉碎しドラム缶に詰め搬出、無害化処理するという流れになる。 ・検討の結果、山中に埋設した方が安定して良いという結果になった。 ・風評被害等を考慮して公表はしていない。 ・効果の詳細は把握していないところですが、設置している森林管理署において効果を検証中であり、今後、森林・林業の技術交流発表大会で発表する予定があると聞いている。
委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。